



[内閣府ホーム](#) > [内閣府の政策](#) > [その他の施策](#) > [故安倍晋三国葬儀について](#)

## 故安倍晋三国葬儀について

### 故安倍晋三国葬儀

・開催日時:

令和4年9月27日(火)午後2時から

・開催場所:

日本武道館(東京都千代田区北の丸公園2番3号)

- ・[「故安倍晋三国葬儀 一般献花」実施要領\(令和4年9月21日故安倍晋三国葬儀葬儀実行幹事会決定\)\(PDF形式:100KB\)](#)
- ・[故安倍晋三国葬儀の流れ\(令和4年9月6日葬儀委員長決定\)\(PDF形式:54KB\)](#)
- ・[「故安倍晋三国葬儀」実施概要\(令和4年8月31日故安倍晋三国葬儀葬儀実行幹事会決定\)\(PDF形式:97KB\)](#)
- ・[故安倍晋三の葬儀の執行について\(令和4年7月22日閣議決定\)\(PDF形式:35KB\)](#)
- ・第3回故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会(令和4年9月21日(水)開催)
  - ・[会議資料\(PDF形式:87KB\)](#)
- ・第2回故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会(令和4年8月31日(水)開催)
  - ・[会議資料\(PDF形式:271KB\)](#)
- ・第1回故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会(令和4年7月28日(木)開催)
  - ・[会議資料\(PDF形式:134KB\)](#)

### 故安倍晋三国葬儀に関する意見聴取結果と論点の整理

- ・[意見聴取結果の概要と論点の整理\(PDF形式:622KB\)](#)
- ・[意見聴取結果と論点\(全文\)\(PDF形式:769KB\)](#)
- ・[故安倍晋三国葬儀に関する経緯①\(PDF形式:958KB\)](#)

- [故安倍晋三国葬儀に関する経緯②\(PDF形式:932KB\)](#) 
- [故安倍晋三国葬儀に関する経緯③\(PDF形式:906KB\)](#) 
- [故安倍晋三国葬儀に関する経緯④\(PDF形式:979KB\)](#) 
- [故安倍晋三国葬儀に関する経緯⑤\(PDF形式:820KB\)](#) 
- [諸外国における国葬に係る実態調査結果\(PDF形式:415KB\)](#) 

## お問い合わせ先

---

内閣府大臣官房故安倍晋三国葬儀事務局  
電話:03-5253-2111(代表)

[このページの先頭へ](#)

[ウェブアクセシビリティ](#)      [サイトマップ](#)

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1  
電話番号 03-5253-2111(大代表)  
内閣府法人番号 2000012010019

© Cabinet Office, Government of Japan

## 故安倍晋三国葬儀に関する経緯

7月8日（金）

- ・奈良県奈良市において、安倍元総理が選挙演説中に銃撃され逝去

【別紙1】安倍元総理の逝去についての岸田総理記者会見（令和4年7月8日）（抄）（107頁）

7月10日（日）

- ・参議院議員選挙投票日

7月14日（木）

- ・閣議決定により国葬儀を行う考え方につき、内閣法制局に確認の上、内閣官房・内閣府において整理

【別紙2】国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて（令和4年7月14日内閣官房・内閣府）（109頁）

【別紙3】安倍元総理大臣の葬儀の形式について（令和4年7月14日内閣官房・内閣府）（113頁）

- ・岸田総理が記者会見において、安倍元総理の国葬儀を行うことを表明

【別紙4】岸田総理記者会見（令和4年7月14日）（抄）（114頁）

7月22日（金）

- ・国葬儀実施を閣議決定、葬儀委員長などを置く

【別紙5】故安倍晋三の葬儀の執行について（令和4年7月22日閣議決定）（115頁）

【別紙6】故安倍晋三の葬儀の執行について（令和4年7月22日閣議内閣総理大臣発言要旨）（116頁）

- ・葬儀委員長決定により、葬儀実行幹事会を設置

【別紙7】故安倍晋三国葬儀における葬儀実行幹事会の設置について（令和4年7月22日葬儀委員長決定）（117頁）

【別紙8】故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会名簿（118頁）

- ・内閣府に故安倍晋三国葬儀事務局を設置

【別紙9】故安倍晋三国葬儀事務局の設置に関する訓令（令和4年7月22日内閣府訓令第23号）（119頁）

【別紙10】故安倍晋三国葬儀事務局内部組織規則（令和4年7月22日大臣官房長決定）（120頁）

- ・岸田総理が講演において、安倍元総理の国葬儀を行う理由を説明

【別紙 11】日本経済団体連合会夏季フォーラムにおける岸田総理講演（令和4年7月22日）  
（抄）（121頁）

7月28日（木）

- ・第1回葬儀実行幹事会の開催

【別紙 12】第1回故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会 資料（122頁）

【別紙 13】第1回故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会 議事概要（125頁）

8月3日（水）～5日（金）

- ・第209回国会（臨時会）

8月10日（水）

- ・第2次岸田改造内閣発足

8月24日（水）

- ・国葬儀参列者推薦基準を決定

【別紙 14】故安倍晋三国葬儀参列者推薦基準について（令和4年8月24日）（127頁）

8月26日（金）

- ・予備費の使用を閣議決定

【別紙 15】故安倍晋三国葬儀における予備費（内閣府故安倍晋三国葬儀事務局）（129頁）

8月31日（水）

- ・岸田総理が記者会見において、国会の場で国葬儀について質疑に応じる機会を設けるよう、与党幹事長などに調整を依頼したことなどを説明

【別紙 16】岸田総理記者会見（令和4年8月31日）（抄）（130頁）

- ・各府省における弔意表明の葬儀委員長決定

【別紙 17】故安倍晋三国葬儀の当日における弔意表明について（令和4年8月31日葬儀委員長決定）（131頁）

【別紙 18】故安倍晋三国葬儀における弔意表明について（メモ）（令和4年9月内閣府故安倍晋三国葬儀事務局）（132頁）

- ・第2回葬儀実行幹事会の開催

【別紙 19】第2回故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会 資料（133頁）

【別紙 20】第2回故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会 議事概要（135頁）

## 9月6日（火）

### ・警備・接遇・儀じょうに要する経費見込みを公表

【別紙 21】 故安倍晋三国葬儀に要する経費の見込みについて（令和4年9月6日故安倍晋三国葬儀事務局・警察庁・外務省・防衛省）（137 頁）

### ・「葬儀の流れ」を葬儀委員長決定

【別紙 22】 故安倍晋三国葬儀の流れについて（令和4年9月6日葬儀委員長決定）（139 頁）

### ・葬儀委員長から防衛大臣に対し自衛隊の協力を依頼

【別紙 23】 故安倍晋三国葬儀に対する自衛隊の協力について（依頼）（令和4年9月6日付府総第 407 号）（141 頁）

## 9月8日（木）

### ・衆議院議院運営委員会 閉会中審査

【別紙 24】 第 209 回国会 衆議院議院運営委員会議事録第 3 号（142 頁）

### ・参議院議院運営委員会 閉会中審査

【別紙 25】 第 209 回国会 参議院議院運営委員会議事録第 1 号（152 頁）

## 9月13日（火）

### ・立憲民主党より、「国葬に関する質問書」を受領

【別紙 26】 国葬に関する質問書（令和4年9月13日立憲民主党）（162 頁）

## 9月14日（水）

### ・立憲民主党に対し、「国葬に関する質問書に対する回答」を提出

【別紙 27】 国葬に関する質問書に対する回答（令和4年9月14日故安倍晋三国葬儀事務局）（164 頁）

## 9月21日（水）

### ・第3回葬儀実行幹事会の開催

【別紙 28】 第3回故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会 資料（169 頁）

【別紙 29】 第3回故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会 議事概要（171 頁）

9月27日（火）

- ・ 故安倍晋三国葬儀の実施
- ・ 森首席幹事が国葬儀を終えた所感を公表

【別紙30】 故安倍晋三国葬儀次第（173頁）

【別紙31】 故安倍晋三国葬儀当日の動き（175頁）

【別紙32】 国葬儀を終えて（所感）（令和4年9月27日故安倍晋三国葬儀 葬儀実行幹事会  
首席幹事 森昌文）（178頁）

9月29日（木）

- ・ 岸田総理が国葬儀を終えた所感等について記者会見

【別紙33】 故安倍晋三国葬儀を終えての所感等についての岸田総理記者会見（令和4年9月  
29日）（抄）（179頁）

10月14日（金）

- ・ 国葬儀に要した経費について（速報値）を公表

【別紙34】 故安倍晋三国葬儀に要した経費について（速報値）（令和4年10月14日故安倍  
晋三国葬儀事務局・警察庁・外務省・防衛省）（181頁）

- ・ 衆議院予算委員会理事会、参議院予算委員会理事懇談会において説明

12月22日（木）

- ・ 国葬儀に要した経費について（概数値）を公表

【別紙35】 故安倍晋三国葬儀に要した経費について（概数値）（令和4年12月22日故安倍  
晋三国葬儀事務局・警察庁・外務省・防衛省）（183頁）

## 【別紙2】

国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて

令和4年7月14日  
内閣官房・内閣府

### 1 国葬令に基づく葬儀（戦前）

（1）一般に国葬とは、国が国家の儀式として、国費で行う葬儀のことをいうこととされている（小学館 日本大百科全書（村上重良））。

大正15年に制定された国葬令（大正15年勅令第324号）においては、天皇、太皇太后、皇太后、皇后の大喪の儀、皇太子、同妃、皇太孫、同妃、摂政たる親王、内親王、王、女王の葬儀のほか、國家に偉功ある者（皇族含む。）が薨去又は死去した場合における特旨による国葬が定められていた（特旨は勅書をもってし、内閣総理大臣が公告）。

※ 岩倉具視、島津久光、伊藤博文、大山巖、山県有朋、松方正義、東郷平八郎、西園寺公望、山本五十六など、皇族8名・一般人12名について、特旨により国葬を実施。

（2）国葬令第4条において、葬儀を行う当日は、「国民喪ヲ服ス」こととされており、これに基づき、官庁・学校は休みとなり、歌舞音曲は停止又は遠慮、全国民は喪に服し、国葬を厳肅に送ることとされていた。

（3）国葬令は、法律を以て規定すべき事項を規定するものであったことから、日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和22年法律第72号）第1条の規定により、昭和22年末に失効した。

### 2 戦後における内閣総理大臣経験者の葬儀

（1）戦後の内閣総理大臣経験者の葬儀に関する内閣（国）の関与については、当該者の功績、大方の国民の心情や御遺族のお気持ち等々を総合的に勘案して、個々のケース毎に相応しい方法がとられている。

（2）具体的には、内閣（国）が関与した葬儀の形式としては、

- ① 国の儀式として行う国葬儀
- ② 内閣の行う儀式として行う内閣葬がある。

（3）その執行者について、過去の実施実績を見ると、国葬儀は国が単独の執行者となっているのに対し、内閣葬については、内閣に加えて、自由民主党、衆議院等と合同で行われている。費用負担については、自由民主党と合同で行われる場合（内閣葬）には、自由民主党と概ね折半している。

※ なお、御遺族が公費での葬儀を固く辞退され、葬儀の実施に内閣（国）が関与しなかったこともある（海部元総理）。

3 閣議決定を根拠として国葬儀を行うことについて

(1) 過去、国葬儀の形式で実施された昭和42年10月の吉田元総理の葬儀については、閣議決定を根拠として行われた。

(2) この点については、

- ① 国の儀式を内閣が行うことについては、行政権の作用に含まれること
- ② 国家の賓客として、国の費用で接待（皇居での歓迎行事や宮中晩餐等を実施）される国賓の招致決定についても、行政権に属するものとして、閣議決定により行われていること
- ③ また、現行の内閣府設置法においては、「国の儀式に関する事務に関すること」が明記されており（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第3項第33号）、国葬儀を含む「国の儀式」の執行は、行政権に属することが法律上明確となっていること
- ④ 国費をもって国の事務として行う葬儀を、将来にわたって一定の条件に該当する人について、必ず行うこととするものではないことから、閣議決定を根拠に国の儀式である国葬儀を実施することは可能であると考えられる。

(参考1) 参照条文

○ 国葬令 (大正15年10月12日勅令第324号)

第一條 大喪儀ハ國葬トス

第二條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃及攝政タル親王内親王王女王ノ喪儀ハ國葬トス但シ皇太子皇太孫七歳未満ノ穉ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三條 國家ニ偉功アル者薨去又ハ死亡シタルトキハ特旨ニ依リ國葬ヲ賜フコトアルヘシ

ニ 前項ノ特旨ハ勅書ヲ以テシ内閣總理大臣之ヲ公告ス

第四條 皇族ニ非サル者國葬ノ場合ニ於テハ喪儀ヲ行フ当日廢朝シ國民喪ヲ服ス

第五條 皇族ニ非サル者國葬ノ場合ニ於テハ喪儀ノ式ハ内閣總理大臣勅裁ヲ經テ之ヲ定ム

○ 昭和二十二年法律第七十二号 (日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律)

第一条 日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定で、法律を以て規定すべき事項を規定するものは、昭和二十二年十二月三十一日まで、法律と同一の効力を有するものとする。

○内閣府設置法 (平成11年法律第89号)

(所掌事務)

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務 (内閣官房が行う内閣法 (昭和二十二年法律第五号) 第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。)をつかさどる。(以下略)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一~三十二 (略)

三十三 国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること (他省の所掌に属するものを除く。)

三十四 迎賓施設における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇に関すること

三十五~六十二 (略)

(参考2) 故吉田 茂の葬儀の執行について (昭和42年10月23日閣議決定)

- 1 葬儀は、国において行ない、故吉田 茂国葬儀と称する。
- 2 葬儀に関する事務をつかさどらせるため、葬儀委員長、同副委員長及び同委員を置く。  
葬儀委員長は内閣総理大臣とし、同副委員長及び同委員は内閣総理大臣が委嘱する。
- 3 葬儀は、昭和42年10月31日日本武道館において行なう。
- 4 葬儀のため必要な経費は、国費で支弁する。

(参考3) 国賓及び公賓並びに公式実務訪問賓客の接遇について (昭和59年3月16日閣議決定)

近年の国際関係の緊密化に伴い、外国に賓客の来日が頻繁となっていることにかんがみ、これらの賓客を適切に接遇するため、国賓及び公賓並びに公式実務訪問賓客の接遇について、次のように定める。

- 1 外国の元首又はこれに準ずる者を招へいする場合には、これを国賓として接遇することができるものとし、国賓として接遇することについては、外務大臣が宮内庁長官と連絡の上、その請議により閣議において決定する。
- 2～7 略

### 【別紙3】

令和4年7月14日  
内閣官房・内閣府

#### 安倍元総理大臣の葬儀の形式について

##### 1 過去の例

安倍元総理と同じく大勲位菊花大綬章頸飾を授かったのは、吉田茂、佐藤栄作、中曽根康弘の3名。それぞれ、吉田茂＝国葬儀、佐藤栄作＝国民葬儀、中曽根康弘＝内閣・自由民主党合同葬儀の形式で実施。

このほか、政府が関与した葬儀は8例あり、三木武夫＝衆議院・内閣合同葬（衆議院議員在職50年で衆議院葬の資格あり）、ほかの7例（大平・岸・福田・小淵・鈴木・橋本・宮澤）は内閣・自由民主党合同葬で実施された。

※海部元総理のように、ご遺族のご意向により辞退されたケースもある。

##### 2 国葬儀を政府が決定すること（内閣法制局も了解）

- ① 国の儀式を内閣が行うことについては、行政権の作用に含まれること
  - ② また、現行の内閣府設置法においては、「国の儀式に関する事務に関すること」が明記されており、国葬儀を含む「国の儀式」の執行は、行政権に属することが法律上明確となっていること
  - ③ 国葬令のような国民一般に喪を服することを強制するような取扱いをしない場合には、法的根拠を与えるための立法行為は必要ないこと
- から、閣議決定を根拠に国の儀式である国葬儀を実施することは可能。

※ 国家の賓客として、国の費用で接待（皇居での歓迎行事や宮中晩餐等を実施）される国賓の招致決定についても、行政権に属するものとして、閣議決定により行われている。

##### 3 安倍元総理の場合

令和4年7月8日に逝去された安倍元総理については、

- ① 憲政史上最長となる8年8か月にわたり、卓越したリーダーシップと実行力をもって、厳しい内外情勢に直面する我が国のために、内閣総理大臣の重責を担ったこと
  - ② 東日本大震災からの復興、日本経済の再生、日米関係を基軸とした外交の展開等の大きな実績を様々な分野で残され、国際社会における評価も高いこと
  - ③ こうした評価もあり、外国首脳を含む国際社会から極めて多くの弔意が寄せられていること
  - ④ 民主主義の根幹たる選挙が行われている中、突然の蛮行により逝去されたものであり、国民の間に哀悼・追悼の意が広がっていること
- に鑑み、国が執行者となり、全額国費で行われる国葬儀（＝吉田元総理の例）の形式で実施することが適当であると考えられる。